

利用契約書

介護予防支援・第1号介護予防支援事業

様

ぶんか地域包括支援センター

介護予防支援・第1号介護予防支援事業契約書

_____様（以下、「利用者」という。）とぶんか地域包括支援センター（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援又は第1号介護予防支援事業（以下「介護予防支援等」という。）について、次のとおり契約します。

（契約目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）の作成を支援し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は 年 月 日から 年 月 日までとします。

2 有効期間満了の日までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（介護予防支援等の職員）

第3条 事業者は、介護予防支援等の職員を利用者へのサービス担当者（以下「担当職員」という。）として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

（介護予防プラン作成の支援）

第4条 事業者は、担当職員に次の各号に定める事項を担当させ、介護予防ケアプラン作成を支援します。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接をして情報を収集し、解決すべき課題や目標とする日常生活の状態を把握すること。
- （2）当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容や、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
- （3）提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防ケアプランの原案を作成すること。
- （4）介護予防ケアプランの原案に位置付けた介護予防サービス等について、保険給付や地域支援事業の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及び家族に説明し、利用者から文章による同意を受けること。
- （5）その他、介護予防ケアプラン作成に関する必要な支援を行うこと。

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、介護予防ケアプラン作成後、担当職員に次の各号に定める事項を担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と連絡を取り、経過の把握に努めること。
- (2) 介護予防ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行うこと。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて介護予防ケアプラン変更の支援、要介護・要支援認定申請の支援等の必要な対応を行うこと。

(医療機関との情報共有)

第6条 利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合、担当職員の連絡先を当該医療機関に伝えるよう利用者及びその家族に協力を求めます。

(介護予防ケアプランの変更)

第7条 利用者が介護予防ケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意により介護予防ケアプランを変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、介護予防ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

(要支援認定等の申請に係る支援)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新の申請及び状態の変化に伴う区分変更を円滑に行えるよう利用者を支援します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要支援認定等の申請を利用者に代わって行います。

(ケース処遇記録の作成)

第10条 事業者は、介護予防支援等の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、利用者に関する前1項の記録を閲覧することができます。

3 利用者は、利用者に関する第1項の実施記録の複写物の交付を受けることができます。

4 第11条第1項から第3項までの規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料 金)

第11条 事業者が提供する介護予防支援等に対する料金は、〔契約書別紙〕の通りです。

(利用者の解約権)

第12条 利用者は事業者に対して、書面で通知することにより、いつでもこの契約を解約することが出来ます。(「添付資料1」参照)

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

(1) 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしめない場合

(2) 事業者が第15条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者が、利用者に対し必要もなく身体にさわる、裸の写真を見せる、卑猥な言動を繰り返す、性的な話をする、サービス提供に無関係に下半身を露出する等の性的嫌がらせ、威圧的な態度、言動、理不尽な要求、嫌がらせ等を行った場合

(4) 事業者が、暴力又は暴言等の利用者の心身に危害を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行った場合

(5) 事業者が、その他の重大な背信行為を行った場合

(事業者の解約権)

第13条 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月の告知期間において理由を示した書面で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。この場合、事業者は当該地域の他の事業所に関する情報を利用者へ提供します。

2 事業者は、利用者又はその家族等(同居及び別居の家族、親族及び関係者等をいう、以下同じ。)が、事業者又は担当職員に対して次に掲げる行為を行った場合、書面で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。

(1) 利用者又はその家族等が必要もなく事業者又は担当職員の身体にさわる、裸の写真を見せる、卑猥な言動を繰り返す、性的な話をする、サービス提供に無関係に下半身を露出する等の性的嫌がらせ、威圧的な態度、言動、理不尽な要求、特定の職員に対する嫌がらせ等を行った場合

(2) 利用者又はその家族等が、暴力又は暴言等の職員の心身に危害を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行った場合

(3) 利用者又はその家族等がその他の重大な背信行為を行った場合

3 書面による催告にもかかわらず、利用者が第11条で定める料金を支払わなかった場合には、事業者はこの契約を解除することが出来ます。

(契約の終了)

第14条 事業者は、次の理由に該当した場合は、この契約を自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が要介護又は非該当(自立)と認定されるなど、介護予防支援事業等の対象者でなくなった場合

但し、本契約終了後に再度、介護予防支援等が必要となった場合は、改めて契約書を交わすことなく、本契約を履行するものとします。

- (3) 利用者が墨田区外へ転出した場合や死亡など介護予防支援事業等の対象者でなくなった場合

(守秘保持)

第15条 事業者は、業務上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危機がある場合など正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

2 事業者は、利用者からあらかじめ文章により同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

(賠償責任)

第16条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

(身分証携帯義務)

第17条 担当職員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第18条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した介護予防ケアプランに位置付けた介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第19条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行します。

(居宅介護支援事業者への委託)

第20条 利用者及び事業者の双方が同意した場合は、事業者は、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条に定める業務の実施を、居宅介護支援事業所に委託することができます。

2 利用者は、介護予防ケアプラン原案作成などの居宅介護支援事業者の業務に積極的に協力することとします。

3 居宅介護支援事業者は、本契約の趣旨を尊重して、介護予防ケアプラン原案作成の業務に従事することとします。

4 事業者は、居宅介護支援事業者が作成した介護予防ケアプラン原案に関する最終責任を負うものとします。

(本契約に定めのない事項)

第21条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めない事項については、介護保険法令に定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。


(裁判管轄)

第22条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所を管轄とする裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

[契約締結日] 年 月 日

[契約者氏名]

| | | |
|-----|------|---|
| 事業者 | 事業者名 | ぶんか地域包括支援センター (東京都介護保険指定 第1300700026号) |
| | 住所 | 東京都墨田区文花一丁目29番5号 都営文花一丁目アパート5号棟1階 |
| | 代表者名 | 吉田 美香  |

| | | |
|-----|----|--------|
| 利用者 | 住所 | |
| | 名前 | _____印 |

| | | |
|-------|----|--------|
| 家族代表者 | 住所 | |
| | 名前 | _____印 |

| | | |
|-----|----|--------|
| 代理人 | 住所 | |
| | 名前 | _____印 |

[契約書別紙]

1 担当職員

氏 名 _____ 連絡先 03-3617-6511 _____

2 料 金

- ・ 介護予防支援等にかかる料金は、表1のとおりです。
ただし、法定代理受領により当事業所の介護予防支援等に対し、介護保険給付又は地域支援事業費が支払われる場合 _____ 様の自己負担はございません。
- ・ 介護予防支援等の対象であっても、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。
その場合は前項で規定されている料金を利用者から頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書（「添付資料2」参照）を、後日墨田区介護保険課の窓口へ提出していただきますと、払い戻しを受けることが出来ます。
なお、介護予防支援等にかかる料金は、加算・減算により料金の変更がある場合があります。
- ・ 今後、介護保険法の改正に伴い、料金体制が変更になった場合は、変更後の料金体制を文書により通知します。

(表1) 介護予防支援等にかかる料金

<基本の利用料>

| 区 分 | 業務対象者 | 金 額 |
|---------------|-------------------------|--------|
| ①指定介護予防支援費 | 指定介護予防給付サービスの利用者 | 5,038円 |
| ②原則型ケアマネジメント費 | 予防訪問介護・予防通所介護相当サービスの利用者 | 5,038円 |
| ③初回型ケアマネジメント費 | 住民主体のサービス等の利用者 | 5,038円 |

<基本の利用料（高齢者虐待防止措置未実施減算適用の場合）>

| 区 分 | 業務対象者 | 金 額 |
|---------------|-------------------------|--------|
| ①指定介護予防支援費 | 指定介護予防給付サービスの利用者 | 4,993円 |
| ②原則型ケアマネジメント費 | 予防訪問介護・予防通所介護相当サービスの利用者 | 4,993円 |
| ③初回型ケアマネジメント費 | 住民主体のサービス等の利用者 | 4,993円 |

<加算>

| 区 分 | 業務対象者 | 金 額 |
|-------------------------|--|--------|
| 初回加算 ※上表①②③の区分のみ算定 | ①初めて介護予防サービス計画を作成する場合に算定 ②過去2か月以上、支援が空きサービスが提供されておらず、新たにプランを作成した場合に算定 | 3,420円 |
| 委託連携加算 ※上表①、②の区分のみ算定 | 利用者1人につき、指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り算定 | 3,420円 |

3 相談、要望、苦情等の窓口

介護予防支援等に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者又は、下記窓口までお申し出ください。

| | |
|---------------|----------------|
| — サービス相談窓口 — | |
| ぶんか地域包括支援センター | |
| 電話番号 | : 03-3617-6511 |
| 受付時間 | : 9:00~18:00 |
| | 月曜日~土曜日 |
| | (日、祝日を除く) |

事業者名 ぶんか地域包括支援センター（東京都指定第1300700026号）

住 所 墨田区文花一丁目 29番 5号
都営文花一丁目アパート5号棟1階

代表者名 吉田 美香 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者名 _____ 印

(家族代表者名) _____ 印

(代理人名) _____ 印

介護予防支援・第1号介護予防支援事業契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報について、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防ケアプランに基づき、指定介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2. 使用にあつたての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内に必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には絶対に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 本人及びその家族から、特に非公開にするよう指定された内容は非公開とすること。
- ③ 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容（例）

- 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他利用者や家族に関する情報
- 認定調査票（チェック項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）、基本チェックリスト、利用者基本台帳、住民基本健診票

年 月 日

ぶんか地域包括支援センター 様

利用者 氏名 _____ 印

住所 _____

利用者家族代表 氏名 _____ 印

住所 _____

代理人 氏名 _____ 印

住所 _____

指定介護予防支援解約書

私は、 ○○○地域包括支援センターと締結した「介護予防支援・
第1号介護予防支援事業利用契約」を解約したく、規定に従って届け
出ます。

年 月 日

利用者 氏 名 _____ 印

住 所 _____

家族代表者 氏 名 _____ 印

住 所 _____

代理人 氏 名 _____ 印

住 所 _____

サービス提供証明書

氏 名

生 年 月 日

被 保 険 者 番 号

住 所

提供したサービス

証 明 す る 期 間

上記の者に、介護保険法に定めるサービスを提供したことを証明する。

年 月 日

墨田区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇地域包括支援センター



要介護および要支援認定前に指定介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護及び、要支援認定（以下「要支援認定」といいます）申請後、認定結果が出るまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な介護予防プランの作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する介護予防支援等について

- ・利用者が要支援認定等までに、介護予防サービスの提供を希望される場合は、この契約の締結後迅速に介護予防ケアプランを作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・介護予防ケアプランの作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰なサービスを位置付けることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した介護予防ケアプランについては、認定後の利用等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要支援認定等後の継続について

- ・要支援認定等後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業者に対して、この契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要支援認定等の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

- ・要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、介護予防プラン作成にかかる利用料をいただきません。

4. 注意事項

- ・要支援認定等の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。
 - (1) 要支援認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
 - (2) 要介護認定等の結果、認定前に提供された介護サービスの内容が、認定後の区分支給額を上回った場合には、介護保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。